〇 主文 本件申立をいずれも却下する。 申立費用は申立人らの負担とする。

〇 理用

第一 申立人らの本件申立の趣旨及び理由は別紙(六)廃校処分等執行停止申請書、別紙(七)申請の一部変更申立書及び別紙(八)反論書のとおりであり、被申立人の意見は別紙(九)意見書及び別紙(一〇)意見書(第二)のとおりである。第二 当裁判所の判断

本件疎明資料並びに申立人らの申立及び被申立人の意見の全趣旨を総合すると、一応次の事実が認められる。

一 尼崎市立御園小学校廃校に至る経緯

1 尼崎市立御園小学校(以下、単に御園小学校という。)は、昭和二六年四月、 戦後の復興に基づく人口の急増に対処するため余儀なく実施されていた尼崎市立竹谷小学校(以下、単に竹谷小学校という。)の二部授業を解消するために設置されたものである。その後、昭和三一年四月、尼崎市立開明小学校(以下、単に開明小学校という。)の二部授業を解消するため、同校の校区の一部が御園小学校の校区に編入された。その結果、後記6の規則改正に至るまでの御園小学校の校区は、(1)く地名略>乃至く地名略>、(2)く地名略>乃至く地名略>、(3)く地名略>乃至く地名略>、(5)く地名略>乃至く地名略>、(6)く地名略>、(7)く地名略>乃至く地名略>、(8)く地名略>、(9)く地名略>と定められていた。

2 尼崎市め人口は、昭和四五年を頂点として、以後は全体としては漸減の傾向が続いているが、国鉄東海道線はの地域(以下、北部という。)の市街地化の進行に伴い、従前人口の多かつた同線より南の地域(以下、南部という。)から北下、では昭和五三年頃まで人口の増加が続いるの人口移動が増大し、その結果、北部では昭和五三年頃まで人口の増加が続いてのに、南部では昭和三八年頃から、昭和五五年五月・100年、日本では昭和三八年頃が、北部においては極端な過大校が生じるという結果をもたらした。このようなが、北部においては極端な過大校が生じるという結果をもたらした。このようなが、北部においては極端な過大校が生じるという結果をもたらした。このより、北部においては極端な過大校が生じるというは表別の不均衡と保有施設の不適合を解決が、出間の不均衡による学校格差の是正が尼崎市における教育行政の重要を改善した。日本学校の通学区域を改編して学校規模の不均衡と保有施設の不適合を解決を改要に直られたため、被申立人は、昭和五〇年二月二〇日、学識経験者の中学校の通学区域について調査研究されたい」「記書した。

二校を、(4)将来過大化に対し措置を講じておくべき小学校として園和小学校など三校を、それぞれ該当校としてあげている。

昭和六五年を目標とする尼崎市総合基本計画は、右校区検討委員会の答申を尊 重して、小学校の教育条件の向上を図るため学校規模の適正化という基本方針を打 出しているが、右基本計画に基づく昭和五五年度から五七年度までの尼崎市実施計 画には、御園小学校と隣接校との適正な統廃合(昭和五六年度)が盛り込まれてい る。そして、昭和五五年二月二二日、尼崎市長は同市議会に右実施計画を提示し ついで、同年三月四日、被申立人は御園小学校統廃合に関する方針を公表するに至

- れに対して、御園小学校育友会などを中心に、御園小学校統廃合反対の運動 が展開され、同年六月二三日から同年一一月一二日までの間に申立人ら(御園小学 校育友会)と被申立人の間に五回の話合い、さらに同年一一月二六日から同年一 月六日にかけ地元関係者や関係団体等と被申立人の間の話し合いが行なわれた。右 話合いにおいて、被申立人らは申立人らに対し学校別児童生徒数及び学級数表の記載のある御園小学校統廃合についてと題する文書(疎甲第二一号証)等を手渡し、御園小学校の児童数減少の推計等を説明したが、申立人らは、合理性がないと主張 して納得せず、・結局は、申立人らの右統廃合についての同意を得ることができ ず、話合いは平行線のまま決裂した。
- 被申立人は、御園小学校の統廃合を昭和五六年四月一日から実施すべく、昭和 五五年一二月八日、尼崎市立小学校の設置及び管理に関する条例(昭和三九年尼崎 市条例第二六号)の一部改正及び受け入れ側隣接校である竹谷、開明両小学校の施 設面の条件整備を図るに必要な工事費約二億五千万円についての予算補正を尼崎市 長に申し出るについての議決を行ない、同月九日、同市長は右条例改正及び補正予 算案を一二月の尼崎市議会定例会に提案し、同月二三日、右各議案は可決され、改 正条例は翌二四日公布された。そして、昭和五六年一月三一日尼崎市立小学校及び 中学校の通学区域に関する規則(昭和四九年尼崎市教育委員会規則第一六号)の一 部が改正、公布された。右改正の結果、統廃合後の竹谷小学校及び開明小学校の新

校区は別紙(一)のとおりとなつた。 7 被申立人は、右規則改正を受けて、同年一月三一日、申立人らの被保護者である申請書別紙「児童氏名とその保護者」一覧表(一)一及び同一覧表(二)一昭和五六年生欄各記載の各児童の昭和五六年四月一日以降就学すべき小学校と して各表記載の小学校を各指定通知し(以下、上記二者を本件就学校指定処分とい う。)、また、同年二月一〇日、申立人らの被保護者である同一覧表(一)の二乃 (二)の二乃至六昭和五六年度新二年生乃至新六年生各欄記載の各児童(但 至八、(二)の二乃至八昭和五八年及新二年生乃至初八年王台嶼記戦の台元里(但し、同一覧表(一)二、(一)六申立人保護者B、C、同一覧表(一)六申立人保護者DことE、FことGについての部分は除く。)の昭和五六年四月一日以降就学すべき小学校として各表記載の小学校への就学指定校変更通知(以下、本件就学指定校変更処分という。)を行なつた。さらに、被申立人は、同一覧表(三)記載の保護者たる申立人らに対しては、その児童らが障害児であることを考慮して従来から校区にとらわれることなく就学すべき学校を指定してきたところから、そのこの校区にとらわれることなく就学すべき学校を指定してきたところから、そのこの様々はは、 ろ、区域外道学許可申請書用紙を交付したが、右申請がなされなかつたので、同年 三月一四日、当該児童の居住地を校区とする申請書別紙児童とその校区の学校現籍 校記載の各小学校への就学指定校変更通知(以下、本件障害児に対する就学指定校 変更処分という。)をした。 8 被申立人は、同年二月一三日、兵庫県教育委員会宛に御園小学校廃止届出書を

提出した。

被申立人は、申立人B、同Cの児童H、Iについては、同年二月二日、申立人 C及びH、Iの住所が本件統廃合による変更後の竹谷小学校の校区であるく地名略 >(但し、旧錬園小学校の校区にあたる)に転居していることが判明したため、同 月一七日付で、竹谷小学校へ就学すべき旨の就学指定校変更処分を行なつた。

10 被申立人は、申立人DことE及び同FことGの児童JことKについては、同年二月八日同申立人E及び児童Kの住所が本件統廃合による変更後の竹谷小学校の校区である尼崎市<地名略>(但し、旧御園小学校の校区にあたる)に転居していた。 ることが判明したため、同月一〇日付で、竹谷小学校へ就学すべき旨の就学指定校 変更処分を行なつた。

被申立人は、申立人LことM、同Nの児童OことP及び申立人Q及び同Rの 児童Sについては、いずれも、前記開明小学校に就学すべき旨の就学指定校変更処 分をなしたところ、それぞれ区域外通学許可申請がなされたので、これらを相当と

認め、児童Oについては、同年三月一一日に、児童Sについては同年三月一七日に、それぞれさきの開明小学校に就学すべき旨の就学指定校変更処分を取消し、竹谷小学校に就学すべき旨の就学指定校変更処分を行なつた。

12 被申立人は、申立人T及び同じの児童Vについては、同人らが、同年三月九日、本件統廃合前からの竹谷小学校の校区である尼崎市<地名略>に転居したため、同日、前記開明小学校に就学すべき旨の就学指定校変更処分を取消し、竹谷小学校に就学すべき旨の就学指定校変更処分を行なつた。 13 申立人W及びその児童X、同Yは、同年三月二〇日、兵庫県西宮市<地名略

13 申立人W及びその児童X、同Yは、同年三月二〇日、兵庫県西宮市<地名略 >へ転出した。

14 申立人らは、被申立人を被告として、御園小学校廃止処分(以下、本件廃校処分という。)の取消並びに本件就学校指定処分、本件就学指定校変更処分、及び、申請書別紙「児童氏名とその保護者」一覧表(三)記載の各児童の昭和五六年四月一日以降就学すべき小学校に関して「昭和五六年三月三一日までに尼崎市のでとは外通学許可申請書を提出しなければ就学すべき小学校は児童のでは児童とその校区の学校』である」と指定した各処分の取消を求めて、昭和五六年三月九日神戸地方裁判所に対し廃校処分等取消訴訟(当方のでは、昭和五六年三月九日神戸地方裁判所に本件執行停止申立を行なつた。15なお、関係申立人らは、昭和五六年三月二五日付「訴の一部変更申立書」を提出して、各就学指定校変更処分の取消を求める部分を、各昭和五六年四月一日以下、各就学指定校変更処分の取消を求める部分を、各昭和五六年四月一日以下、各就学技として尼崎市立竹谷小学校とした処分の取消を求める別で、本内を収入の取消を求める別でで、本代執行停止申立て、本代執行停止申立をの取消を求める趣旨に、各変更するに、申立て、本件執行停止申、を処分の対のの対の停止を求める部分の適否について検討する。

被申立人は、公の施設である学校の廃止の決定そのものは、条例の制定、公布により完結する地方議会の立法行為であり、教育委員会の権限に属しないところ、申立人らの被申立人を被告とする本件廃校処分の取消を求める本案訴訟は、当該改正条例の議決乃至その公布を対象とするものと解するほかはないから、被告適格を欠き不適法であり、したがつて、本件申立中、本件廃校処分の効力の停止を求める部分は不適法であると主張する。

申立人らが取消を求める本件廃校処分なるものが被申立人のいかなる行為を指すものであるかは必ずしも明確ではないが、その反論書並びに申請の理由補充書の記載によれば、上記認定にあらわれた、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、地教行法という。)第二三条第一号の規定に基づき、被申立人が御園小学校の廃止に伴つて行なつた一連の事務の執行を処分としてとらえる趣旨かとも解される。

も、教育委員会の権限は、学校の設置、管理及び廃止に関する事務の管理、執行に属するものに限られているものであつて、設置又は廃止の決定そのものは、教育委員会の権限に属さないものと解される。そして、右設置又は廃止は、具体的な条例の定め等により、教育委員会の特段の処分によつてはじめて効力を生ずるという建前をとることも考えられないではないが、原則としては、条例の制定、公布のみによつて完結し、発効するものと考えられる。

五 前記一の7及び14、15の事実によれば、申請書別紙一覧表(三)記載の児童の保護者たる申立人らの本件障害児に対する就学指定校変更処分の取消を求める訴訟は適法であり、したがつて、右各処分の効力の停止を求める右申立人らの本件申立もまた適法であると認められる。

六 そこで、以下、本件申立中、本件就学指定校変更処分の効力の停止を求める部

分のうち、前記三において不適法と判断したものを除くその余の部分、及び、本件 障害児に対する就学指定校変更処分の効力の停止を求める部分につき検討する。 まず、右各処分により、申立人らに行政事件訴訟法第二五条第二項所定の回復の困 難な損害が生じるか否かであるが、申立人らが本件申立において主張するところ は、要するに、本件御園小学校の廃校処分及び竹谷小学校、開明小学校に就学すべ き就学指定校変更処分は、被申立人の教育条件整備義務に違反し、申立人らの児童 らの教育を受ける権利、殊に学習を受ける権利、したがつて、申立人らの、その児 童に教育を受けさせる権利を侵害するものであるというのであり、具体的には、申 立人らは、児童の保護者として国又は地方公共団体に対して有する教育条件整備請求権の具体化したものとして、その児童らが、御園小学校の教育施設で、御園小学 校に関係する親、教師、地域住民らの永年に亘る努力によつて整備されてきた教育 環境のもとで、充実した教育を受ける権利を有するところ、本件廃校処分、就学指 定校変更処分は、合理的理由なくして、児童が現に享受している適正な学習諸環境 を侵害し、障害児への悪影響はもとより、全体的な教育条件の低下をもたらし、通 学上の危険を増加させるうえに、排気ガス公害によつて児童の健康に対する危険を 増大せしめ、更には地域における文化的中枢機能を奪い去り、児童の遊び場を消失 させて、周辺領域の環境悪化を促進する、というのである。そして、右回復の困難な損害として主張するところも、右と同様の点にある。 ところで、就学通知を受けて市町村立小学校という営造物を利用する者は、法定の 義務年限は授業を受ける権利ないしは法的利益を有するものと解されるが、さりと て、当該市町村内に複数の小学校が設置されている場合であつても、その者は当然 に特定の小学校を利用する権利を有するものであると解すべき実定法上の根拠も見出しがたいところである。したがつて、本件就学指定校変更処分等により、申立人らに行政事件訴訟法第二五条第二項所定の回復の困難な損害が生ずるか否かを判断 するにあたつては、申立人らが御園小学校を利用する権利を有することを前提とす ることはできないのであつて、そうである以上、右の損害が生ずるものと認められ

と認められる場合でなければならない。 本件疎明資料によれば次の事実が認められる。

1 御園小学校は、昭和五五年五月一日現在、児童数は三四一名、各学年二学級の編成で、一学級の児童数は平均三〇名に満たず、学級数は別に設置された障害児学級二学級をあわせても合計一四にとどまる。教職員数は、二七名である。右学級数から、いわゆる小規模校と見られているが、全児童数が少ないため、一人当たり校地面積、一人当たり運動場面積は適正面積の範囲を大幅に上回り、教室、校庭など施設は全体としてかなりの余裕がある。それは、校区内のいわゆる過疎化の所産である、といえる。

るのは、右処分により、従前の教育条件等が相対的に低下するというだけでは足り ず、それが、従前に比して劣悪になり、そのために著しい不利益を蒙ることになる

- 3 御園小学校においては、障害児教育が実施され、昭和五六年二月末現在六名の障害児(降緒障害児、知能障害児各三名)が在校し、教諭は男女各一名合計二名の専任制がとられている。授業は概ね健常児と同一学級で行われるが、そのため、申立人ら主張の如く、障害児に対する教育効果のみならず、健常児にとつても思い遣りある人間形成の大きな要因になるなどその教育的効果も認められる。
- 4 次に、御園小学校が廃止された場合における児童の就学先となる予定の竹谷小学校、開明小学校の教育条件について考察する。昭和五五年五月一日現在、竹谷小学校は、児童数合計ハー八名、学級数合計二三学級、教職員数三八名で、中規模校に属し、また開明小学校は、児童数合計五一八名、学級数合計一五学級、教職員数

二七名で、小規模校に属するが、両校とも、一人当たり校地面積、一人当たり運動場面積は適正な範囲からはずれるものとされている。施設についるが、両校とも、では家庭科室が、開明小学校では家庭科室をが、関工等の特別教室は傭えており、を区内のいわりるる過味化谷小会、強な昭和五四年度は「ひとりがある。とりの体力を伸ばす体ではどうある。所で学校は、昭和五四年度は「ひとりの体力を伸ばす体でするを関いのもとに、する教育」のもとに、する教育とのもとに、する教育とのもとに、する教育とのもとに、する教育とのもとに、する教育のとりのもとに、する教育とのもとに、が谷小学校の和五五年度ともに、明小学校にするが明いののもとに、では、昭和五年度ともに、明小学校に対し、時間、のもとに、行谷小学校になるに関明、では、昭和五年度の表に、「一人の大学校に、「一人の大学校関係」に対して、「一人の大学校関係」に対して、「一人の大学校関係」に対して、「一人の大学校関係」に対して、「一人の大学校関係」に対して、「一人の大学校関係」に対して、「一人の大学校関係」に対して、「一人の大学校関係」に対して、「一人の大学校関係」に対して、「一人の大学校関係」に対して、「一人の大学校関係」に対して、「一人当に対して、「一人)に対して、「一人)に対して、「一人)に対して、「一人)に対して、「一人)に対して、「一人)に対して、「一人)に対して、「一人)に対して、「一人)に対して、「一人)に対して、「一人)に対して、「一人)に対して、「一人)に対して、「一人)に対して、「一人)に対して、「一人)に対して、「一人)に対していていい、「一人)に対して、「一人)に対していい、「一人)に対し、「一人)に対して、「一人)に対していい、「一人)に対していい、「一人)に対して、「一人)に対していい、「一人)に対していい、「一人)に対していい、「一人)に対していい、「一人)に対し、「一人)に対し、「一人)に対していい、「一人)に対していい、「一人)に対し、「一人)に対していい、「一人)に対していい、「一人)に対していい、「一人」に対していい、「一人)に対し、「一、「一人)に対し、「一人)に対し、「一人)に対し、「一、「一人)に対し、「一、「一人」に対し、「一人)に対し、対し、「一人)に対し、「一人)に対し、「一人)に対し、「一人)に

メートルを隔てて尼崎市内をほぼ東西に平行して通じる国道四三号線と国道二号線の中間に位置し、東から西へ、開明、御園、竹谷の順で並んでいる。その東西間隔は、開明、御園間が約二〇〇メートル、御園、竹谷間が約六〇〇メートルである。国道国三号線は特に車輌の通行量が多く、かねてから二酸化窒素汚染を中心とする公害が問題視されており、調査の結果、同国道から一五〇メートル乃至二〇〇メートル以内の地域に、影響が顕著にみられ、公害病認定患者が多数みうけられることが報告されている。

が報告されている。 ところで、御園小学校は国道四三号線から約三三五メートル、国道二号線から約二 ところで、御園小学校は国道四三号線から約三三五メートル、国道二号線から約二 七〇メートル離れた位置にあつて、右公害の影響が顕著にみられる地域からははずれており、学校周辺は車両の通行量の多い道路には面していない。その校区は、お おむね商業地域である。一方、竹谷小学校は、国道四三号線から約三七五メートル、国道二号線から約二五〇メートル離れ、右各国道からの位置関係は御園小学校 のそれと比較的類似している。ただ、同小学校東側には南北に延びる県道出屋敷線が通じており、申立人らの調査によれば一時間当たり大型車一六二台を含む四三二台の車輌が通行する。そして、同所より東部に居住する児童らは登下校時には同県道を横断しなければならず、御園小学校区から竹谷小学校に転校すること花なる児童はほぼ全員これに該当する。もつとも、尼崎市〈地名略〉、同〈地名略〉等、同 県道の東側に居住する竹谷小学校区の児童は従前から同県道を横断して登下校して いる。竹谷小学校の校区は、おおむね住居地域である。また、開明小学校は、国道 四三号線から約一九五メートル、国道二号線から約三七〇メートルの位置にあり、 同小学校の西側には南北に延びる県道五合橋線が通じているが、申立人らの調査によれば、その一時間当たりの車輌の通行量は大型車四二〇台を含む一、二七二台とかなり多く、交通の激しい幹線道路である。同県道より西側に居住する児童らは登 下校時に同県道を横断しなければならず、御園小学校区に居住していた児童の大半はこれに該当する。もつとも、〈地名略〉、〈地名略〉等、同県道の西側に居住す る開明小学校区の児童は従前から同県道を横断して登下校している。開明小学校の は発生していない。なお、県道出屋敷線、五合橋線には、いずれも、東西両側に歩 道が設けられ、前者の西側歩道、後者の両側歩道は、いずれも安全柵によつて車道 部と区画されている。東西に通じる通学路との交差点にはおおむね交通信号機が設 置されている。右各県道沿いの通行及びその横断を除けば、歩行者専用道路や歩道 の通行により通学にさして危険な箇所は見当らない。 また、騒音に関する申立人らの調査の結果は別紙 (五) のとおりであるが、竹谷小

また、騒音に関する甲立人らの調査の結果は別紙(五)のとおりであるが、竹谷小学校では、交通の最も激しい東側県道出屋敷線に面する部分には管理室が多く、緑地もあつて、これまで授業に支障を来たした事実はなく、開明小学校においても、校舎は敷地の北側及び東側に設けられていて、西側県道五合橋線に面する部分は少なく、これまで授業に支障を来たしたという事実はうかがわれない。

6 ところで、被申立人の調査によると、御園小学校の児童数、同校校区内の年齢 別児童数の推移、隣接校児童数の推移は別紙(二)表1、及び(三)表1、2のと しかしながら、従前の竹谷、開明両小学校における教育内容が、これに劣つているとみるべき事情の疎明があるわけでもないし、設備の面では、その従前の児童数の推移等にかんがみれば、右両校とも、所与の条件のもとで十分の教育効果をあいるとができるものと考えられる。学校規模の面からみれば、竹谷小学較においては昭和五六年度で二六学級であり、校区検討委員の基準とする三〇学級を下回るだけでなく文部省の都市部における基準である二四学級をわずかに上回るにすぎず、開明小学校においては、昭和五六年度一八学級で、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第三条第一項第一号の適正規模の範囲内にある。なお、現在の御園小学校程度の小規模校には、申立人ら主張のような種々の利点があるが、その反面、被申立人が指摘するような欠点も児童数の推移に伴い次第に増大するということが十分考えられるところである。

次に、本件疎明資料によれば、公害病認定児童は御園小学校に少なく、他の二校に多いが、その居住地は、多くは国道四三号線沿いに分布しており、児童は学校において年間の全生活時間の約二〇パーセントを過ごすのみで残りは家庭及び居住地ですですのが普通であることを考えれば、右認定児童を受けては側園とを開明いるものとを考えれば、方きな影響をいては御園小学校の時間道からのでは、大きな影響をいては御園小学をのといるものでは、開明小学校の同国道からると、では、一〇世がの間に左程の差等があるとも思われない。また通学途上の交通をおいるには、一〇世がの間に左程の差によって校区を区画するのがのできまればには、一〇世がの間に左程の強しい道路が介在するのでは、「一〇世がのでは、「

その他、申立人らが主張する、御園小学校の廃止は地域における文化的中枢機能を奪い、児童の遊び場を消失させるといつたような問題もないではないが、以上、述べてきたところから総合的にみて、本件就学指定校変更処分により申立人らの児童らの従前の教育条件等が一面において若干低下することは否めないところであるけれども、さきに述べたところからすれば、未だ右各処分によつて申立人らに回復の困難な損害が生ずるものとは認められず、他に右損害を肯認するに足りる疎明資料はない。

次に、申立人らは、障害児教育は日々の粘り強い接触と積上げによつてかろうじて可能となるものであり、一般的に障害児の環境への適応性は弱く、環境の変化によって受ける影響は重大であつてしばしば退行現象を伴うと主張する。

確かに、健常児と異なり、障害児の場合には、右のような問題もあろう。しかしながら、本件疎明によれば、御園小学校における障害児四名中三名は現在殆んど普通学級で学習しているものであり、他の一人も、若干の時間を貸せば、新しい環境に順応しうるものであつて、また、同児らが仮に竹谷小学校へ就学することになび場合においても、同校には障害児学級が設置され、前記の如く「全校で取組む障害児学級が設置され、前記の如く「全校で取組した事」をテーマに特に、交流学習を中心に、仲間づくり学習の時間を特にの時間を関係を持ている時間を理解されており、内容的には特に御園小学校と対比しても遜色のないものがあることが多が認められることにもなっているなど一応の受入れ体制、教育内容の充実が配慮が認められることにもなっているなど一応の受入れ体制、教育内容の充実が配慮されているのであるから、さきに述べたところからすれば、本件障害児に対するものとは認められるであるから、対係申立人らに回復困難な損害が生じるものとは認められるい。

そうすると、本件申立中、本件就学指定校変更処分及び本件障害児に対する就学指定校変更処分の効力の停止を求める部分は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

第三 結論

以上の次第で、申立人らの本件申立はすべて失当であるからこれを却下すべく、申立費用の負担につき行政事件訴訟法第七条、民事訴訟法第八九条、第九三条を適用して、主文のとおり決定する。

(裁判官 富澤 達 松木克己 鳥羽耕一) 廃校処分等執行停止申請書等(省略)